

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会福祉車両貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が使用する車いす専用車両（以下「福祉車両」という。）を貸し出すことにより、車いす使用者等の移動手段を確保し、外出機会の拡大及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（貸出車両）

第2条 本会が貸し出す福祉車両は、別表1のとおりとする。

（利用者）

第3条 福祉車両の利用者は、茅野市内に在住する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 車いすを使用する高齢者、障害者又は移動支援が必要な者
- (2) 前号に掲げる者を介助する親族又は支援者
- (3) その他会長が必要と認めた者

（運転者）

第4条 福祉車両の運転者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 3年以上の運転経験を有している者
- (2) 安全運転を行うことができる者
- (3) 別表2に定める運転者誓約書を提出した者

（利用の範囲）

第5条 福祉車両の利用の範囲は、長野県内とし、次の各号のいずれかに該当するときに利用することができる。

- (1) 利用者を医療機関、公的機関、福祉施設等へ送迎するとき
 - (2) 利用者が地域のイベント等、自立支援につながる社会活動に参加するとき
 - (3) 利用者が地域活動(サロン)等への社会参加のための外出をするとき
 - (4) 利用者が買物及び行楽等のための外出をするとき
 - (5) その他会長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉車両の利用を制限することができる。
- (1) 1ヶ月に3回を超える利用があるとき
 - (2) 宗教的活動、政治的活動又は営利目的の活動に利用すると認められるとき
 - (3) 年末年始等で本会による車両管理ができないとき
 - (4) 修理、車両検査等で車両の利用ができないとき
 - (5) その他会長が福祉車両の利用をすることが不適當と認めたとき

（申請手続等）

第6条 福祉車両の貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用する日の属する月の3ヶ月前から7日前までに、「福祉車両貸出申請書(様式第1号)」に運転者の運転免許証及び自動車保険証券(他車運転特約付帯済みのもの)の写しを会長に提出しなければならない。

2 会長は、申請書を受けたときは、速やかにその可否を決定し、申請者に電話等で連絡するものとする。

（貸出期間）

第7条 福祉車両を利用できる日時は、原則として毎日とする。ただし、福祉車両の鍵の受け渡しは、利用前日の本会執務時間内とする。

- 2 福祉車両を利用できる1回の日数は原則として、連続する3日以内の日数とする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りではない。

（費用負担）

第8条 福祉車両の利用料は無料とする。ただし、福祉車両利用後、使用した相当分の燃料を補給し返却するものとする。

- 2 福祉車両利用時の有料道路・駐車料等、役務・使用料にかかる費用は、利用者の負担とする。

（損害賠償等）

第9条 車両の利用中に発生した事故に対する補償は、運転者の加入している保険の「他車運転特約」を優先とし、その他の場合は車両が加入している自動車損害賠償責任保険及び任意保険の範囲内で対応するものとする。

- 2 保険の対象にならない損害賠償等、その他一切の責任は、すべて利用者が負担するものとし、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 3 乗降補助装置等の操作誤りによる事故等についても利用者が責任を負うものとする。

（遵守事項）

第10条 利用者は、福祉車両の貸出にあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請目的外に使用しないこと。
- (2) 第三者への転貸をしないこと。
- (3) 福祉車両返却時に、使用分の燃料を補充し、車両内外の清掃を行なうこと。
- (4) 車内で喫煙をしないこと。
- (5) 市民の不審を招くような場所に駐車しないこと。
- (6) 交通法令を遵守すること。
- (7) 事故が発生したときは、速やかに警察及び本会に届け出ること。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（令和8年3月23日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

福祉車両の名称	乗車可能人員	貸出場所
スズキ エブリイワゴン 諏訪 583 る 118	3人(車いす1台を含む)	茅野市社会福祉協議会 (茅野市塚原二丁目5番45号 茅野市ひと・まちプラザ内)

運転者誓約書

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会 会長 様

福祉車両の貸出にあたり、茅野市社会福祉協議会福祉車両貸出要綱を遵守し、次の事項を誓約の上、借り受けます。

- 1 利用期間中は、道路交通法を遵守します。
- 2 転貸はいたしません。
- 3 利用後は、使用した燃料を全量補充し、福祉車両車内の清掃後、返却します。
- 4 借り受け中発生した事故等においては運転者が責任を持って対処し、茅野市社会福祉協議会に一切の迷惑並びに損害をかけません。
- 5 万一事故で福祉車両を損傷、または同乗者並びに第三者に損害を与える場合は、運転者の自動車任意保険に付帯する他車運転特約を利用し対応します。
- 6 福祉車両の修理費は車両保険に入っていない場合及び、現金での負担が発生した場合は、運転者の責任に置いて対応します。
- 7 自動車任意保険の内容確認のため、運転者の加入する契約保険会社に問合せさせて頂く場合がありますのでご了承ください。

令和 年 月 日

住 所

署 名

福祉車両貸出申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会長 様

(申請者)
住 所
氏 名
電話番号

次のとおり福祉車両の貸出を申請します。

利用に際しては、茅野市社会福祉協議会福祉車両貸出要綱を遵守するとともに、要綱の内容を充分了知し承諾の上申請いたします。

利 用 目 的					
目的地(経路)					
利 用 期 間	令和 年 月 日 午前・午後	時	分から		
	令和 年 月 日 午前・午後	時	分まで		日間
乗 車 人 数	人 (運転手、利用者含む)				
利用者氏名	住所 氏名	電話 生年月日	年	月	日生
運転者氏名	住所 氏名	電話 (続柄等)	生年月日	年	月 日生
利 用 車 種	スズキエブリィワゴン 諏訪 583 る 118				
車 椅 子	必 要 ・ 不必要				
(注) ☐ 1 福祉車両貸出申請書は、利用する日の属する月の3ヶ月前から7日前までに提出すること。 ☐ 2 申請内容に変更を生じた場合は、速やかに連絡すること。 ☐ 3 運転者の運転免許証(両面)及び自動車保険証券(他車運転特約付帯済みのもの)の写しを添付すること。 ☐ 4 運転者誓約書(署名必須)を添付すること。					

【決裁欄】.....

令和 年 月 日

上記申請に基づき、決定してよろしいでしょうか。

会長	常務	局長	係長	担当